



Better Health, Brighter Future

News Release

2018年11月12日

会社名 武田薬品工業株式会社
代表者 代表取締役社長 CEO クリストフ・ウェバー
(コード番号 4502 東証第1部)
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション
小林一三 03-3278-2095
E-mail: kazumi.kobayashi@takeda.com

臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ

武田薬品工業株式会社(本社:大阪市中央区、以下、「**当社**」)は、2018年9月28日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、当社による Shire plc(以下、「**Shire 社**」)の買収(以下、「**本件買収**」)に関して必要となる事項についてご承認いただくための臨時株主総会の招集のため、2018年10月19日を基準日として設定する旨のお知らせをいたしました。取締役会において、臨時株主総会開催及び付議議案について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会開催日時

2018年12月5日(水) 午前10時

2. 臨時株主総会開催場所

大阪市住之江区南港北1丁目5番102号
インテックス大阪 6号館 Bゾーン

3. 臨時株主総会付議議案

第1号議案 Shire 社の買収を実行するために発行される募集株式の募集事項の決定を取締役会に委任する件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

なお、当社取締役会は、全会一致で、当社の株主様に対し、臨時株主総会において提案される議案に賛成の投票をすることを推奨しております。

4. 付議議案の概要

(1) 第1号議案

Shire 社はイギリス王室属領ジャージーにおいて設立されているため、本件買収は、ジャージー裁判所が管轄する手続であるスキーム・オブ・アレンジメントの手続(以下、「**本件スキーム**」)により実施される予定であり、本件スキームにより当社は Shire 社の発行済普通株式及び発行予定普通株式の全てを取得いたします。

本件スキームにおきましては、本件スキームの対象となる Shire 社株主及びその保有する Shire 社普通株式の数を確定するための基準時(以下、「**本件スキーム基準時**」)が設定されます。本

件スキームの定めに従い、本件スキームが効力を生じる日(以下、「**本件効力発生日**」)において、当社は、本件スキーム基準時で発行済みの本件スキームの対象となる Shire 社普通株式の全て(以下、「**本件取得対象 Shire 社株式**」)を取得します。当社は、その対価(以下、「**本件買収対価**」)として、本件取得対象 Shire 社株式を保有する株主(以下、「**本件割当対象 Shire 社株主**」)に対し、本件スキーム基準時において保有する本件取得対象 Shire 社株式1株当たり、現金 30.33 米ドル及び当社普通株式(以下、「**本件当社新株式**」)0.839 株又は当社米国預託証券(American Depositary Share(以下、「**本件当社新 ADS**」)、本件当社新 ADS 1株は当社普通株式 0.5 株を表章します。)1.678 株のいずれかを交付いたします(以下、本件当社新株式又は本件当社新 ADS による本件買収対価を「**本件株式対価**」)。

臨時株主総会における第 1 号議案は、後記の理由から、本件当社新株式の募集事項の決定を当社取締役会に委任(以下、「**本件委任**」)することについて、会社法第 199 条及び第 200 条第 1 項に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

当社は本件株式対価を本件割当対象 Shire 社株主に交付するために、金銭以外の財産である本件取得対象 Shire 社株式の抛出と引き換えに、当社普通株式の第三者割当を行います。当該第三者割当においては、本件委任に基づき発行される本件当社新株式の払込金額は、以下の理由から、本件割当対象 Shire 社株主にとって「特に有利な金額」となる可能性を否定できません。

まず、当該払込金額は、添付(別紙)の「1株当たりの払込金額の下限」以上の金額として決定いたしますが、これが本件割当対象 Shire 社株主にとって「特に有利な金額」にあたるかは、原則として、(本臨時株主総会の日よりも後の日である)当社取締役会が、本件当社新株式と引き換えに給付される Shire 社普通株式の価額を定める日の当社普通株式の終値との比較により判断されます。そのため、本件委任に基づき発行される本件当社新株式の払込金額が、本件割当対象 Shire 社株主にとって特に有利な金額に該当するか否かは、本臨時株主総会の時点においては判明いたしません。

また、本件買収対価は、Shire 社普通株式1株当たり 30.33 米ドルの現金対価を含むこと、さらに、当社の本件買収に関する潜在的関心についての憶測報道がなされる前における Shire 社普通株式の終値との比較において一定のプレミアムを含むことから、本件委任に基づき決定される本件当社新株式の払込金額が、本件割当対象 Shire 社株主にとって特に有利と判断される可能性があります。

これらを考慮して、当社取締役会に本件委任をすることを付議議案といたしました。

また、本件委任に基づき当社取締役会において募集事項を決定することができる募集株式の種類及び数の上限並びに払込金額の下限の詳細については添付(別紙)をご参照ください。

(2) 第2号議案

本件買収に関連して、以下の3名の候補者を社外取締役(監査等委員である取締役を除く)として選任することについてご承認いただくことを付議議案とするものです。当該取締役3名の選任は、第1号議案のご承認及び本件スキームの効力が生じることを条件として、本件効力発生日に効力が生じるものとします。

取締役候補者	イアン クラーク
同	オリビエ ボユオン
同	スティーブン ギリス

なお、各付議議案の詳細につきましては、臨時株主総会招集ご通知にてお知らせいたします
(<https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/>)。また、本件買収に関する
その他の書類の内容につきましては、当社のウェブサイト
(<https://www.takeda.com/investors/offer-for-shire/>) 又は Shire 社のウェブサイト
(<http://investors.shire.com/takeda>) をご参照ください。

5. スキーム・ドキュメントの発送

Shire 社は、2018 年 11 月 12 日 (ロンドン時間) に本件スキームの内容について定めた書類であり、(1)
ジャージー裁判所の指示に従って招集される Shire 社の株主集会 (以下、「**本件 Shire 社株主集会**」)
及び(2)本件スキームに関連して招集される Shire 社の株主総会 (以下、「**本件 Shire 社株主総会**」) の
各招集通知を含む、スキーム・ドキュメントを、同社株主に発送した旨を本日発表しました。
スキーム・ドキュメントの内容 (英語) 及び本件買収に関するその他の書類の内容につきましては、
Shire 社のウェブサイト (<http://investors.shire.com/takeda>) をご参照ください。

6. 本件買収のスケジュール (予定)

予 定	日 付
臨時株主総会 (当社)	2018 年 12 月 5 日
本件 Shire 社株主集会及び本件 Shire 社株主総会 (Shire 社)	2018 年 12 月 5 日 (ロンドン時間)
ジャージー裁判所による本件スキームの認可予定日 (Shire 社)	2019 年 1 月 3 日
本件効力発生日	2019 年 1 月 8 日
本件買収対価としての本件当社新株式の発行に係る効力発生日	2019 年 1 月 8 日

(注) 上記スケジュールにおけるこれらの日時は実務的に最短の本件買収完了日時についての当社の現時点におけ
る想定に基づくご参考としての記載であり、変更の可能性があります。特に、欧州委員会は、本件買収に関する
判断を 2018 年 11 月 20 日までに行う予定であり、追って当該判断の主要な内容が公表されます。欧州委員会の
判断により、上記スケジュールに遅延が生じる可能性がある場合、上記の本件効力発生日及び本件買収対価と
しての本件当社新株式の発行に係る効力発生日は、2019 年 1 月 8 日以降、実務的に最短の日となること (また、
ジャージー裁判所による本件スキームの認可予定日 (Shire 社) は、これらに先立つ近接した日となること) が想定
されています。上記のスケジュールの更新又は変更につきましては、当社ホームページ
(<https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/>) にて株主の皆様にお知らせいたしま
す。

以上

募集株式の種類及び数の上限並びに払込金額の下限

募集株式の種類	当社普通株式
募集株式の数の上限	780,703,990 株 (注1)
1株当たりの払込金額の下限	<p>以下を日本円に換算した額のいずれか低い額を、0.839 で除して得られる金額(注2)といたします(但し、小数点以下を切り捨てます)。</p> <p>① 本件価額決定日(注3)における、Shire 社普通株式1株のロンドン証券取引所における終値</p> <p>② 同日における Shire 社米国預託証券(以下、「Shire 社 ADS」)1株のナスダック証券取引所における終値に3分の1を乗じて得られる額(但し、小数点以下を切り捨てます)(注4)</p> <p>なお、日本円への換算に際しては、本件価額決定日における株式会社三菱 UFJ 銀行が公表する英国ポンド及び米国ドル対顧客直物電信売買相場の仲値を用います。</p>

(注1) 「募集株式の数の上限」は、(i) 2018 年 10 月 23 日(臨時株主総会招集ご通知記載の数値を参照した日であり、以下、「本件直近参照日」)における Shire 社の発行済普通株式数 914,765,926 株(本件直近参照日時点における Shire 社の自己株式数 7,357,283 株を除きます)、及び、Shire 社の株式報酬制度に基づき、本件直近参照日から本件買収の完了までの間に、Shire 社が発行し、又は発行する可能性のある Shire 社普通株式の予想数(合理的に想定され得る最大数)である 15,751,344 株を加算した数の合計に、(ii) 0.839 を乗じて得られる数を基礎として算出しております。

(注2) 「1株当たりの払込金額」とは、本件当社新株式1株と引き換えに給付される Shire 社普通株式の価額をいいます(会社法第 199 条第1項第2号)。本件買収において、当社は、Shire 社普通株式1株に対し本件当社新株式を 0.839 株の割合で交付するため、本件当社新株式1株と引き換えに給付される Shire 社普通株式の数は、1を 0.839 で除して得られる数($\frac{1}{0.839}$)となります。そのため、本件当社新株式1株と引き換えに給付される Shire 社普通株式の価額も、Shire 社普通株式 1 株の価額(すなわち、上記①又は②のいずれか低い価額)を 0.839 で除して得られる金額($\frac{\text{Shire 社普通株式 1 株の価額}}{0.839}$)となります。

(注3) 「本件価額決定日」とは、当社取締役会が、本件当社新株式と引き換えに給付される Shire 社普通株式の価額を定める日(日本時間)をいいます。

(注4) Shire 社 ADS 1株は同社普通株式3株を表章していることから、Shire 社 ADS に基づき同社普通株式1株当たりの価額を算出する際には、Shire 社 ADS 1株の価額に3分の1を乗じることになります。